

社会福祉法人やすらぎ福祉会

特別養護老人ホーム くつろぎの杜（ユニット型） 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下、「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホームくつろぎの杜（以下、「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に従って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

- 2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|-------------------|
| 一 名 称 | 特別養護老人ホーム くつろぎの杜 |
| 二 所在地 | 兵庫県小野市市場町926番地462 |

第2章 従業者の職種・員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

- | | | |
|-------------|-----------|--|
| 一 管理者 | 1名（常勤） | 事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 |
| 二 医師 | 1名（嘱託医） | 入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。 |
| 三 生活相談員 | 1名以上 | 入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。 |
| 四 介護職員・看護職員 | 常勤換算34名以上 | 入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。 |

- 五 管理栄養士 1名以上
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。
- 六 機能訓練指導員（看護職員が兼務） 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 七 介護支援専門員（生活相談員が兼務） 1名以上
施設サービス計画の作成等を行います。
- 八 調理員 必要数
献立に従って調理等を行います。

第3章 入居定員

第5条（入居者の定員）

- 一 事業所に入居できる入居者の定員は100人とします。
- 二 定員の内訳は、10ユニット（1ユニット10人）とします。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

事業所は、入居者の居室に、ベッド・ロッカー・ナースコール等を備品として備えます。

第7条（共同生活室）

- 一 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、二平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上とします。
- 二 必要な設備、備品類を備えています。

第8条（浴室）

事業所は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けています。

第9条（洗面所及び便所）

事業所は、各居室に洗面所・便所を設けています。

第10条（医務室）

医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けます。

第5章 契約及び運営

第11条（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第13条（入退居）

事業者は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 事業者は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び事業所、家族間で協議します。
- 6 事業者は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。
- 7 事業者は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6章 サービス

第14条（施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、書面による同意を得て、交付します。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

第 15 条（サービスの取扱い方針）

事業者は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護老人福祉施設サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 16 条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 事業者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 5 事業者は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行います。
- 6 事業者は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 事業者は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 事業者は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

第 17 条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食	7 : 3 0	～	9 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 4 : 0 0
夕食	1 7 : 3 0	～	1 9 : 3 0

第 18 条（相談及び援助）

事業者は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 19 条（社会生活上の便宜の供与等）

事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 事業者は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するように努めます。

第 20 条（機能訓練）

事業者は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第 21 条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第 22 条（入居者の入院期間中の取り扱い）

事業者は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね 3 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第 23 条（利用料及びその他の費用）

指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるものとする。
ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。
 - 一 食費（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 居住費

- 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - 五 理美容代（実費）
 - 六 その他、介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

第 24 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 7 章 留意事項

第 25 条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第 26 条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、事前にお知らせ下さい。

第 27 条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

第 28 条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第 29 条（禁止行為）

入居者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 30 条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

第 31 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 32 条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年 2 回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第 33 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内、継続研修 年 2 回以上

第 34 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第35条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第36条（事故発生時の対応）

事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に事業所内で職員研修を実施することとします。
- 4 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第37条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

第38条（業務継続計画の策定等）

事業者は、非常災害や感染症の発生において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

第10章 その他

第39条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 40 条（勤務体制等）

事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 41 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 42 条（苦情処理）

事業者は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する入居者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 43 条（情報公表）

運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、ウェブサイトにて掲載、公表するものとします。

第 44 条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第 45 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

- 2 事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

第 46 条（暴力団等の影響の排除）

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとします。

第 47 条（身体拘束等の原則廃止）

事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、必要な措置を講じることとします。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その他の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとし、
 - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ② 身体拘束適正化委員会の設置
 - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第 48 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 3 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施します。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第 49 条（ハラスメント対策）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし、

第 50 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとし、

附則 この規程は平成 31 年 2 月 1 日から施行します。
 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

くつろぎの杜 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所【ユニット型】

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するくつろぎの杜 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要支援又は要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 くつろぎの杜 ショートステイ
- (2) 所在地 兵庫県小野市市場町9 2 6 番地4 6 2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 名（非常勤）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- (3) 生活相談員 1 名以上
日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (4) 介護職員・看護職員 常勤換算 7 名以上
日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行う。
主に健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護・介助等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員が兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1 名以上（特別養護老人ホームと兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

- (7) 調理員 必要数
献立に従って調理等を行います。

(事業所の利用人員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 併設型 20名(ユニット型個室20名)
※ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。
- (2) 空床型 特別養護老人ホームの定員100名以内
※特別養護老人ホームの空床を利用することとする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、※自己負担額の割合に応じた額とする。

- (1) 入浴サービス
(入浴又はシャワー浴、清拭を週2回以上)
- (2) 給食サービス
(朝食7:30~9:30 昼食12:00~14:00 夕食17:30~19:30)
- (3) 日常生活上の支援(排泄等の介護、援助、相談他)
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

2 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (6) 理美容代
- (7) おむつ代(特殊な物)
- (8) 前項に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小野市、三木市、加東市、西脇市、加西市、加古川市の一部、神戸市西区の一部とする。

(緊急時における対処方法)

第8条 事業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(記録の整備)

第10条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が、サービスを受ける際の留意すべき事項を次のとおり定めます。

- (1) 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙とする。
- (2) 生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力することとする。

(禁止行為)

第12条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけないこととする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 13 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報保護に係る規定を公表します。

(苦情処理)

第 15 条 事業者は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(暴力団等の影響の排除)

第 16 条 事業者はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとします。

(身体拘束等の原則禁止)

第 17 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束という。」を行わないものとし、必要な措置を講じることとします。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ② 身体拘束適正化委員会の設置
- ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- 3 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施します。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(事故発生時の対応)

- 第 19 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的年 2 回以上、事業所内で職員研修を実施することとします。
 - 3 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(衛生管理)

- 第 20 条 事業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
 - 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い（年 2 回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

(業務継続計画の策定等)

- 第 21 条 事業者は、非常災害や感染症の発生において、介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

(ハラスメント対策)

第 22 条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(情報公表)

第 23 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、ウェブサイトにて掲載、公表するものとします。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修年 2 回

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

くつろぎの杜 通所介護（第1号通所事業）事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設する、くつろぎの杜デイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 くつろぎの杜デイサービスセンター
- （2）所在地 兵庫県小野市市場町9 2 6 番地 4 6 2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名
事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供にあたるものとする。
- （2）生活相談員 2 名
- （3）看護職員 2 名
- （4）機能訓練指導員 2 名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- （5）介護職員 2 名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

（通所介護（第1号通所事業）の利用人員）

第6条 事業所の利用人員は、1日20人とする。

(通所介護(第1号通所事業)の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 通所介護(第1号通所事業)の内容は次のとおりとし、指定通所介護(第1号通所事業)を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護(第1号通所事業)が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 日常動作訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 家族介護者教室の開催

2 事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(実費)
- (2) 事業に通常要する時間を越える指定通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の介護サービス基準額又は費用基準額を越える費用
- (3) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
- (4) おむつ代(実費)
- (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業実施区域は、兵庫県小野市、三木市、西脇市、加東市、加西市とする。

(緊急時における対処方法)

第9条 通所介護(第1号通所事業)事業者は、通所介護(第1号通所事業)の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

2 利用者に対する指定通所介護(第1号通所事業)の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 10 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

(暴力団等の影響の排除)

第 11 条 事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- ② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- ③ 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1 年に 1 回以上）実施する。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- ⑤ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(ハラスメント対策)

第 13 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策)

第 14 条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（概ね 3 月に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

- ② 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年２回以上）実施する。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- ⑤ 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。
- ⑥ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

（事故の発生の防止及び発生時の対応）

第 15 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、②の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に（年２回以上）行うこと。なお、委員会の設置については他の委員会と独立させなければならないが、関係する職種や取り扱う事項等が相互に関係が深い場合は、一体的に設置・運営することとして差し支えないこととする。
 - ④ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第 16 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束という。」を行わないものとし、必要な措置を講じることとします。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとし、
 - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ② 身体拘束適正化委員会の設置
 - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（情報公表）

第 17 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、ウェブサイトにて掲載、公表するものとします。

(苦情処理)

第 18 条 事業者は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業者は、従事者の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内、継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 やすらぎ福祉会
グループホームくつろぎの杜 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業の目的)

第2条 事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 グループホーム くつろぎの杜
- (2) 所在地 兵庫県小野市市場町9 2 6 番地4 6 2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職内容は次のとおりとします。

① 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。

② 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。

③ 介護職員 13名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とします。

定員の内訳は、2ユニット（1ユニット9名）とします。

(介護の内容)

第7条 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実の資するよう、適切な技術を持って行います。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活の支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談援助

(身体拘束等の原則禁止)

第8条 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、必要な措置を講じることとします。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ② 身体拘束適正化委員会の設置
 - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(介護計画の作成)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成します。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行います。

(利用料及びその他の費用)

第11条 事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けます。

- | | |
|--|-------|
| ① 家賃等 | 別紙料金表 |
| ② おむつ代 | 実 費 |
| ③ 理美容代 | 実 費 |
| ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担するこ
とが適当と認められる費用 | 実 費 |

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とします。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業者が指定する方法で支払うものとします。

(入退居に当たっての留意事項)

第12条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者・要支援2であって認知症の状態にあり、且つ次の各号を満たす者とします。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居して頂く場合があります。

3 事業者は、入居者の退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行います。

4 事業者は入居申し込み者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態に有る者であることを確認します。

5 事業者は入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握をし、入居検討委員会の決定を受けるものとします。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

- 第14条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い、報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(損害賠償)

- 第15条 利用者に対する介護サービスに当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(衛生管理)

- 第16条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。
- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

(緊急時における対応策)

- 第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

- 第18条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生時の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に事業所内で職員研修を実施します。
- 4 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(非常災害対策)

第19条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対して周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、認知症対応共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

(暴力団等の影響の排除)

第21条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとします。

(ハラスメント防止)

第22条 事業所は、職場におけるハラスメント防止のための指針を明確化し、従業員に周知・啓発します。また、相談の窓口をあらかじめ定め、従業員に周知します。

(情報公表)

第23条 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、ウェブサイトにて掲載、公表するものとします。

(その他運営についての重要事項)

第24条 1 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備します。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

附 則 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

令和2年10月1日より、本改訂版を施行する。

令和3年1月1日より、本改訂版を施行する。

令和3年11月1日より、本改訂版を施行する。

令和4年1月1日より、本改訂版を施行する。

令和4年7月4日より、本改訂版を施行する。

令和7年4月1日より、本改訂版を施行する。

特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅 くつろぎの杜

運営・管理規程

第1条(事業の目的)

- 1 社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するサービス付き高齢者向け住宅くつろぎの杜(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 特定施設入居者生活介護の提供にあたって、当該事業を利用する入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った施設サービスを提供するよう努めるものとする。

第3条(事業所の名称等)

- 1 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。
 - ① 名称 サービス付き高齢者向け住宅 くつろぎの杜
 - ② 所在地 兵庫県小野市市場町926番地462
 - ③ 特定施設の類型 混合型

第4条(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 1 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 1名(常勤専従)

看護職員 1名以上(機能訓練指導員と兼務)

介護職員 18名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名(常勤兼務1名、看護職員と兼務)

計画作成担当者 1名(常勤兼務1名、介護職員と兼務)

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

第5条(入所定員及び居室数)

1 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

① サービス付き高齢者向け住宅の定員50名のうち、特定施設入居者生活介護の定員は35名とする。

② 居室数50室のうち、特定施設入所者生活介護の居室は35室とする。

第6条(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

1 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練

③ 健康チェック

2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別途定める料金を徴収する。

3 おむつ代は、実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

1 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

第8条(施設の利用に当たっての留意事項)

1 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

第9条(事故発生の防止及び発生時の対応)

1 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号の規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- ③ 事故の発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
 - (1) 事業者は、入居者に対する介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
 - (3) 事業者は、入居者に対する介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第10条(緊急時等における対応方法)

1 生活相談員等は、指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第11条(非常災害対策)

1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第12条(暴力団等の影響の排除)

1 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

第13条(虐待防止に関する事項)

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理とします。
- ② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ③ 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施します。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

- ⑤ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第14条(身体拘束等の原則廃止)

- 1 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わないものとし必要な措置を講じることとします。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その他の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ② 身体拘束適正化委員会の設置
 - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第15条(苦情処理)

- 1 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

第16条(ハラスメント対策)

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第17条(業務継続計画の策定等)

- 1 事業者は、非常災害や感染症の発生において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

第18条(情報公表)

- 1 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項はウェブサイトにて掲載、公表するものとします。

第19条(その他運営についての留意事項)

- 1 事業所は、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - ① 採用時研修
 - ② 採用後研修(6ヵ月、1年等)
 - ③ 法人合同勉強会(年4回)
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月15日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。